

「経営権」と「財産権」をかけ合わせ、次世代につなぐ事業承継

企業経営者にとって関心の高い相続と事業承継。税制が変わる中では、ただ資産を引き継ぐだけでなく、将来を見据えた効果的な方法を検討したい。農協勤務の異色の経歴と独自の相続コンサルティングに定評を持つランドマーク税理士法人の清田幸弘氏が、600社以上の中小企業の経営支援を行う小山昇氏と事業承継をテーマに話し合った。

2015年に従業員数が100人を超え、人材マネジメントに悩んでいた清田氏は、模範となる人事労務の管理法を探していた。その時に、小山昇氏の労働環境整備を学ぶための社内見学会に参加したことがきっかけに、ビジネスパートナーとしての交流がはじまる。



子への事業承継は10年がかり早くからの準備が得策

清田：2015年の相続税制改正により、これまでは関係がなかった中小企業の経営者の多くが今後、納税への注意を払うべき状況になってきました。ご自宅や株、預貯金といったまとまった資産を所有している方は、相続税の心配が出てくるかもしれません。

小山：ところが、相続の話になると、多くの人が年を重ねてから取りかかるとの認識があるようです。しかし、会社の業績が好調になればなるほど、それに適した相続税や贈与税が発生するものです。

清田：経営者は相続をする上で、事業承継を考えたほうがなりません。事業承継とは「経営権」と「財産権」

をうまくかけ合わせ、経営を次の世代へ移していくことです。財産だけを受け渡す相続よりも厄介で、自分の子どもへの事業承継は10年かかると言われています。

また、兄弟同士の争いは、事業承継トラブルの火種になるケースがいちばん多いので、後継者は早くから決めておくことが得策です。

小山：経営権を移すという意味で、事業承継において後継者に株式を承継することは必然ですね。

清田：株式は会社の支配権そのものなので、経営安定化のためにも後継者に集中させないといいけません。

小山社長は、2歳のお子さんを持つ経営サポート会員の経営者にも、事業承継のアドバイスをしていましたね。

小山：これから業績が伸びていきそうな企業には、早い段階で声をかけています。

例えば、子どもが生まれたら、1歳からでも預金通帳を作ることをお勧めしています。将来に備えた教育資金として、子どものお小遣いやお年玉を預金通帳に貯めておけば、結果的に相続税や贈与税の対象と見なされないでしょう。

これは私が行った方法ですが、子どもの名義で作った預金通帳を出資金にして、相続を意識した持株会社を設立しました。私自身が所有していた武蔵野の自社株をこの持株会社

に50%移すことで、株式を後継者の娘に直接相続する必要がなくなったのです。

清田：税務調査でも、子どもが法人を設立したとなると、親の出資が疑われます。小山社長が行った対策は、そのあたりも含めて計算しつくされた方法と言えるでしょう。

株主承継のタイミングは評価額が下がった時

清田：日本では、法人税が減税される反面、所得税の最高税率の引き上げや消費税の引き上げ、相続税の増税など、個人を対象とする税金はど

お金持ちはどうやって資産を残しているのか

小山昇社長も絶賛!

お金持ちはどうやって資産を残しているのか (あさ出版)

定価1,500円(税別)

これまで2000人以上の資産家の財産を守ってきた渡腕の税理士が、「本物のお金の残し方」を伝授。「普通の人」も知らないとソクをする!

その、実行できた手段かもしれない。事業承継をスムーズに行うためには、会社法、民法、税法の3つに精通している必要があります。さらに、バランスシートの理解など、経営に関する知識を持ちあわせていないと、なかなかうまくいきません。

小山：しかも、税制は改正されるため、その時の法律に合わせて柔軟に対応していく必要があります。事業承継の節税対策には、常にこれがベストと言え方はありません。そこで、専門家の先生にお任せするのがいちばん効率的だと考えています。

税理士を選ぶポイントは、これまでにどれだけ多くの相談件数を受けてきたかだと私は思っています。量をこなすと同時に、難しい案件も解

税負担が大きいです。個人から、小さい法人へと所得を移していくことは節税対策の自然な流れですが、いざ事業承継という時にあまりに株価が膨らんでいると、高額な相続税や贈与税などが発生します。

小山：自社株の評価額が下がった時は、後継者に株式を移す良いタイミングといえます。

私の場合は、新規事業の立ち上げと同時に、既存事業の販売促進に注力していた時期があります。新店舗を展開するための大きな先行投資により、しばらく利益が出ませんでした。会社の配当可能利益が下がったのです。その結果、自社株の評価額が下がりました。

清田：このタイミングで武蔵野の自社株50%を持株会社に移したことで、株式承継にかかる費用が抑えられたようです。

税理士でも、こうした事例を想定することは難しい。サポート会員の数多の事例やご自身の経験など、多くの知見がある小山社長だからこ

ケーススタディ 不平等感を生まない上手な財産分配の一例

社長が会社の支配権を盤石にするには、67% (3分の2) 以上の株が必要です。仮に長男に会社を継がせる場合、会社の株は長男に集中させるべき。自社株が分散したままでは後継社長が実力を発揮できません。しかし、長男に自社株を100%相続させると、他の兄弟から不満の声が上がる可能性があります。会社を継ぐ長男には株をすべて与える代わりに、他の兄弟には会社の支配権に関係のない他の財産を分け与える方法が最も効果的です。

自社株が5億円、その他の財産が1億円で、社長の総財産が6億円あり、子どもが3人いた場合は次のようになります。後継社長である長男に株をそのまま相続させるのではなく、評価額5億円の株のうち3億円分を売却しましょう。現金3億円を次男と三男に半分ずつ渡せば、兄弟全員が2億円ずつ受け取ることになるので不公平感はありません。

長男が株を買い取るための資金は、銀行からの融資です。後継社長が5億円の株を相続することが分かれば、銀行は融資に応じてくれるでしょう。

自社株を使って「公平」に分割する方法

株 現金1億円

株式5億円

長男(社長) 次男 三男

長男に株を100%相続させると不公平感が生じる

株 現金5,000万円 現金5,000万円

長男に3億円売却し、3億円を次男と三男に半分ずつ渡せば公平になる

株 株 株

銀行から3億円借り入れて株式を購入

現金 1億5,000万円 現金 1億5,000万円

株式 2億円 株式 2億円 株式 2億円

決していくことで、結果的に質も向上します。清田代表のランドマーク税理士法人は、2000件を超える相続税申告実績がありますので、さまざまな解決ノウハウを持っていると言えますね。

清田：おかげさまで、去年の相続申告件数は405件でした。今年も600件を目標に取り組んでいます。

相続税は他の税金よりも納税額が高額なため、税務調査の実施が多いことも事実です。予期せぬ申告漏れの発覚で、追徴課税や加算税の発生を未然に防ぐためにも、税理士選びには経験豊富なパートナーを選んでいただくのがよいと思います。



ランドマーク税理士法人
清田 幸弘氏

1962年神奈川県生まれ、明治大学卒業後、横浜農協(旧横浜北農協)に9年間勤務、金融・経営相談業務を行う。資産税専門の会計事務所勤務の後、1997年に清田幸弘税理士事務所設立。その後、ランドマーク税理士法人に組織変更し、現在10支店で積極的に活動中。